

この危機を畜産環境対策推進の好機と捉えたい



農林水産省生産局畜産部畜産企画課

畜産環境・経営安定対策室長 本郷 秀毅

本誌の読者に対しては釈迦に説法かもしれませんが、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」に基づく管理基準に適合している畜産農家の割合は、関係者の努力により99.9%に達している。こうした状況の変化に対応して、農林水産省では、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を8年ぶりに見直し、平成19年3月に27年度を目標年度とする新たな基本方針を策定・公表したところである。また、18年12月には、議員立法により「有機農業の推進に関する法律」が制定されている。

こうした流れの中で、家畜排せつ物の取り扱いについては、「家畜排せつ物法」の第1の目的である管理の適正化を中心としたものから、第2の目的である利用の促進へと軸足を移している。しかしながら、利用の促進のためには、資源循環型農業を推進する上でも家畜排せつ物をたい肥として農地に有効に還元していく必要があるが、耕種農家によるたい肥の利用は必ずしも円滑には進んでおらず、畜産農家側でも自給飼料の生産のためにたい肥を過剰に投入しているという問題がある。

ところで、最近の畜産をめぐる最大の課題といえば、平成の畜産危機とも言われる飼料穀物価格の高騰であろう。その原因は、元をたどればBRICsといわれる新興国の急速な経済成長であり、それが原油価格の高騰をもたらし、原油価格の高騰に伴いバイオエタノール需要が増大し、結果的に飼料穀物価格が高騰しているという流れになろう。新興国や産油国の経済成長は、これらの国々の畜産物需要の拡大をももたらすため、飼料穀物価格の高騰に拍車をかけることになる。折悪しく、米国のサブプライムローン問題により、これまで以上に投機資金が商品市場に流入し、実需以上に飼料穀物などの商品相場を押し上げているともいわれている。しかも、こうした一連の事態は一過性のものでなく、当面継続

するのではないかとみられている。

こうした危機的な状況に対して、我々は何をなすべきであろうか。

第1に考えるべきは、実現に時間や困難は伴うものの、生産コストの上昇に対応して、改めて生産性の向上を図ることと、生産コストの上昇を小売価格へと転嫁していくことであろう。第2には、畜産農家の自衛策として、輸入飼料への依存体質から脱却し、可能な限り自給飼料の生産・利用を拡大することであろう。

ここに興味深い数値がある。酪農といえば、放牧のイメージが先行し、当然のことながら粗飼料(牧草)は自給飼料を給与しているに違いない、というのが一般的な消費者の認識であろう。しかし、畜産関係者ですら、都府県の酪農家による飼料作付け面積が1986年には13.6万 ha あったものが、20年後の2006年には7.7万 ha へとほぼ半減しているという事実には驚かざるを得ないであろう。しかも、ほとんどの酪農家は一定の農地を所有しているものと思われるが、にもかかわらず自給飼料の生産を全く行っていない酪農家が都府県には約2割も存在するのである。この間、円高の進行や生乳取引基準の変更もあり、都府県の酪農家は粗飼料すら輸入に大きく依存する経営に切り替えてきたのである。

飼料穀物価格の高騰は、我が国畜産にとっては明らかに危機である。しかし、見方を変えれば、エコフィードの利用拡大を含め、自給飼料生産拡大の好機であるともいえる。自給飼料の生産が拡大できれば、耕作放棄地の解消にも少なからず貢献できるばかりでなく、たい肥の有効利用により資源循環型社会の構築にも寄与することになろう。関係者には、30年に一度あるかないかというこのピンチをチャンスと捉え、難局を乗り越えていくための支援と協力を期待したい。